

議案第43号

備前市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について

備前市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

備前市空家等対策協議会条例(平成29年備前市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第3条第3項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号参考資料  
備前市空家等対策協議会条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第8条の規定に基づき、備前市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、市長から諮問のあった次に掲げる事項について調査及び審議をする。</p> <p>(1) 空家等対策計画(法第7条第1項に規定する空家等対策計画をいう。)の作成及び変更並びに当該計画に基づく施策の実施に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、法第8条第2項に規定する者の中から市長が委嘱する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、備前市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、市長から諮問のあった次に掲げる事項について調査及び審議をする。</p> <p>(1) 空家等対策計画(法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。)の作成及び変更並びに当該計画に基づく施策の実施に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、法第7条第2項に規定する者の中から市長が委嘱する。</p> <p>4 (略)</p>